

始まります！

# 税の申告受付

詳細

市民税課 ☎ 381-1012

## ▼ 確定申告・住民税申告 どんな人が必要になる？

### ■ 確定申告

#### 【給与収入のある方】

● 給与の収入金額が2千万円を超える方

● 給与を1か所から受けていて、給与、退職以外の所得が20万円を超える方

● 例：給与を1か所から受けていて公的年金等による収入金額が80万円（令和3年1月1日時点で65歳以上の方は130万円）を超える方

● 2か所以上から給与を受けている方※給与の収入金額の合計額によっては申告不要になる場合があります。

#### 【寄附をした方】

● 定められた団体に2千円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方

※6か所以上の自治体によるさと納税をした方

※5か所以内の自治体による

さと納税し、ワンストップ特例制度を利用していない方

#### 【公的年金収入のある方】

● 公的年金収入が合計400万円を超える方

● 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方

※公的年金収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円

※1

#### 確定申告が必要ない方でも税金が還付される場合があります

各種控除を申告することで、納めすぎた所得税が還付される場合があります。所得税の還付を受ける方は札幌東税務署、市民会館で申告してください。※所得税が還付されない場合でも住民税申告を行うことで住民税が減額される場合があります。

### ■ 住民税申告

円以下の方は、確定申告不要ですが、各種控除申告をすることで所得税の還付を受ける方（※1）は確定申告が必要です。

● 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）

● 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方

● 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方

● 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方  
※札幌東税務署では住民税申告は受け付けていません

## 申告に必要なもの

- 印鑑
- マイナンバーカード 未取得の方は通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- 申告者名義の預貯金の口座番号（還付申告者のみ）
- 令和2年1月～12月の収入金額、経費などを証明できる書類（源泉徴収票、領収書など）
- 控除に関する書類
  - 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
  - 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書（国保税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送予定）
  - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
  - 医療費控除の明細書 ※令和2年分より領収書の提出では控除を受けられなくなりました。必ず来場前に作成してください。

※通知カードは記載事項（氏名、住所など）に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り有効  
※通知カードが手元がない場合は住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）



## 江別市民会館での確定申告・住民税申告は 事前予約を受け付けます

市民会館で受け付け予定の確定申告・住民税申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、一部事前予約制を導入して感染防止に配慮し実施します。

予約なしでも申告できますが、予約者が優先になります。

**予約枠** : 下表の日程、受付時間で毎時 00 分開始と 30 分開始の 2 枠。1 枠あたり先着 2 名

**受付期間** : 12 月 1 日(火)～令和 3 年 1 月 29 日(金)

**予約方法** : 予約受付期間内の開庁時間内に市民税課 (☎ 381-1012) へ電話または本庁舎 1 階 10 番・11 番窓口へ直接申し込み

**予約できる方** : 本人または本人と同一世帯に属する方



### ▼ 留意点

- ・夫婦など複数人で申告する場合、一人 1 枠ずつの予約が必要です
- ・医療費控除がある場合は事前に明細書を記載してください
- ・当日の混雑状況によって予約した開始時刻より遅れる場合があります
- ・予約受付後に変更するときは受付期間内に連絡をお願いします
- ・当日、予約時間までに来場されない場合はキャンセル扱いになります
- ・大麻集会所は予約不要です
- ・12 月から予約開始しています。希望の日時に沿えない場合もありますので予約はお早めをお願いします。

### 改正後：住民税の場合

所得  
500 万円



■ 控除額 30 万円

■ 控除額 26 万円

令和 3 年度の個人住民税から、未婚のひとり親に控除が適用されます。対象となる方は年末調整時に申告するか、確定申告または住民税申告を行ってください。

**【対象者】**  
婚姻歴の有無にかかわらず、現在婚姻していない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次のすべてを

- ◎ 合計所得金額が 500 万円以下
  - ◎ 総所得金額等が 48 万円以下の同一生計の子を有する
  - ◎ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載が無い
- ※税制改正により寡婦控除は見直しされました。詳細はホームページで確認を。
- 満たす方が対象です。

▼ 令和 3 年度から  
ひとり親控除が適用開始されます

	申告会場					
	市民会館 21 号室		大麻集会所 (市役所大麻出張所 2 階)		札幌東税務署 ※3 (札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 ☎ 897-6111)	
日程	2 月 4 日(木)～3 月 15 日(月) 閉庁日(土・日・祝日)を除く		2 月 1 日(月)～2 月 2 日(火) 来場者が多い場合は途中で受け付けを終了することがあります		2 月 16 日(火)～3 月 15 日(月) 閉庁日を除く(土・日・祝日) 2 月 21 日(日)28 日(日)は受け付けます	
開場	8 : 45		8 : 45		8 : 30	
受付時間	9 : 00 ～ 11 : 30 13 : 00 ～ 15 : 45 3 月 15 日(月)は 15 : 00 まで※1		9 : 30 ～ 11 : 30 13 : 00 ～ 15 : 45		9 : 00 ～ 16 : 00 ※混雑時は受け付けを早めに締め切ることがあります	
受付可能な申告の種類	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告
	○	一部※2	○	×	×	○

※1  
確定申告は 3/15 (月)まで。以降は市役所で受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください。

※2  
給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

※3  
札幌東税務署も、混雑緩和のため入場整理券を配布予定。後日來場となる場合あり  
詳細 ☎ 897-6111

### 市民会館で受付できない確定申告

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 配当収入(株式など)申告を行う方
- 土地や建物、株などを売り収入を得た方
- 災害・盗難などで一定額以上の被害にあった方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 退職金の申告を行う方
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方

# 事前準備は済んでいますか 控除に関する手続き

## 医療費控除

令和2年1月～12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合、は所得の5%）を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。※対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせを。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に作成してください。領収書の提出では受け付けできません。事前準備していない場合、会場で作成してもらうため時間がかかる場合があります。※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

### 【医療費は還付されません】

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算すること、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】市民税課 ☎ 381-1012

## 空き家の譲渡所得 特別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲って得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、江別市役所1階資産税課8番窓口で行っています。無料。

※市民会館では申告を受け付けできません。札幌東税務署で申告してください。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

## 要介護認定を受けている方の 障害者控除

基準日（令和2年12月31日時点）に、左記の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、江別市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。無料。

【要件】  
●65歳以上で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

【詳細】

介護保険課審査相談係  
☎ 381-1067

## 住宅改修工事による 固定資産税（家屋）減額制度

家屋の住宅改修を行い、左記の要件を満たした場合、固定資産税が減額されます。※令和2年中に完了した工事については、令和3年度分の税額が減額となります。

※対象となる工事内容、必要書類及び減額適用期間は制度によって異なります。事前にお問い合わせください。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

## 対象工事

※いずれも費用（自己負担額）が50万円超の工事が対象

### 1. 耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。

### 2. バリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅で65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

### 3. 省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。

申込期限  
3月31日(水)まで

※原則、工事完了後3か月以内に申告書と必要書類を提出してください







## 札幌東税務署からのお知らせ

**【詳細】**

札幌東税務署 ☎ 897-6111

### 申告書にはマイナンバーの記載を

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族などは不要）。

### PC・スマートフォンで確定申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、e-Tax 送信または印刷し郵送で提出できます。

令和2年1月からスマホ版の対象者が拡大しました。2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方も利用できます。

### e-Tax での手続きがより便利に

#### ● マイナンバーカードを利用する方法

マイナポータルまたは e-Tax ホームページからログインするだけで、申告書などのデータが送信できます。

#### ● ID・パスワードによる方法

税務署で本人確認のうえ発行される「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された ID・パスワードを使うことで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax による送信ができます。

### 納税は便利な振替納税をご利用ください

振替納税口座振替日 所得税、復興特別所得税：4月19日(月)  
消費税、地方消費税：4月23日(金)

## 不動産収入を申告する際は 固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。

各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。

**【詳細】** 資産税課 ☎ 381-1404

## 年金差し引きの介護・後期高齢者 医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額を記入してください。

**【詳細】** 医療助成課 ☎ 381-1403

区分	税率（年税額）			
	登録年月（*）		登録年月（*） から13年経過 【経年重課税率】	
	H27年3月以前 ＜旧税率＞	H27年4月以降 ＜現行税率＞		
3輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円	
4輪以上 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪以上 貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

（\*）登録年月＝その車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

**【詳細】** 市民税課税制係

☎ 381-1012

初めて車のナンバー指定（車両番号指定）を受けてから13年を経過した軽4輪自動車など（電気自動車などは除く）には「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

令和3年度は登録年月が  
**平成20年3月以前**  
の軽自動車対象です。



軽自動車税の税率  
13年経過した軽自動車は割増に